

# 特定非営利活動法人ひと・まち・ジャンクション ボランティア規約

## 第1条（名称）

特定非営利活動法人 ひと・まち・ジャンクション（以下「当法人」という）の事業及び各行事や活動に従事するボランティアスタッフを「ひと・まち・ジャンクション ボランティア」（以下「ボランティア」という）と称します。

## 第2条（本規約の目的）

本規約は当法人の目的を達成する為、ボランティアに参加するすべての方に遵守していただくべき資格等について定めたものとなります。ボランティア登録を行う上で、本規約に必ず同意していただく必要があります。

## 第3条（活動）

ボランティア活動内容については、当法人ホームページをご参照下さい。

## 第4条（ボランティア登録条件）

本規約に同意頂き、以下の事項を遵守し活動できる方とします。

### （1） 活動の報告

ボランティアが活動するにあたり、必要に応じ当法人に対し活動内容の進捗状況等を報告する。トラブル等が発生した場合にも当法人に速やかに報告をするものとします。

### （2） 機密保持・個人情報

ボランティアは、登録期間中及び登録解除後であっても当法人の許可なくして当法人の名称、各種資料、情報を使用・公開することはできません。当法人の名称、各種資料、情報、個人情報、その他知り得た情報を使用・公開する場合は事前に当法人の承諾を必要とします。また、ボランティアは、当法人の許可なくして当法人利用者との個人連絡先の交換をすることができません。

### （3） 事故・トラブル等における責任

当法人の活動においてボランティアは個人が全責任を負い、活動により損害が生じた

場合においても、当法人の故意または重大な過失による場合を除き、当法人は一切の責任を負いません。また、ボランティアの活動により第三者に対して損害等を与えることがあった場合、当法人はその責任を負いません。本規約違反及び法令の定め  
に違反したことにより当法人に損害を及ぼした場合、当該損害についてボランティアは賠償する責任を負います。但し、ボランティア保険に加入します。

#### **第5条（ボランティア登録方法）**

登録用紙に必要事項を記入し、登録を行ってください。

#### **第6条（ボランティア登録の変更・取り消し）**

ボランティアはボランティア登録時に記載した事項に変更が生じた場合、または、登録の取り消しを行う場合は当法人に速やかに報告するものとします。

#### **第7条（ボランティア登録の抹消）**

当法人はボランティアが以下に該当する行為を行った場合、登録を抹消し、ボランティア登録の資格を抹消させていただきます。

- (1) 当法人及び他のボランティア、当法人への相談者、その他当法人に関連する個人、団体を誹謗中傷する行為及び損害を与える場合
- (2) 法令に反する場合
- (3) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 政治・宗教・営利活動等を目的としている場合、また活動を行った場合
- (5) 登録用紙に記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- (6) 1年以上活動の実績がない場合
- (7) その他、本規約のいずれかに違反した場合

#### **第8条（本規約の変更）**

当法人はボランティアの承諾を得ることなく、本規約に新たな条文の追加または変更を行うことができるものとし、新たに追加または変更される条文についても本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の追加・変更は当法人のホームページ上での掲載をもって、ボランティアへの報告を行ったとみなします。

附則 この規約は2024年1月21日から施行します。

